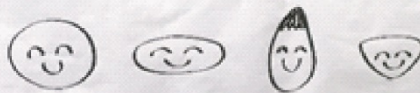


問い

今まですごしてきたなかで
生き生き生きてきた時間(体験)は?

問い

子どもたちにとって
どんなまちがうれしい?



こんな〇〇がほしい
こんな〇〇がほしい
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画 【概要版】

令和2年度～令和6年度



子どもが生き生き生きるまち
～生きる力を育む子育ての「わ」～

1 計画策定の背景と趣旨

核家族化に続き、単独世帯化の進展により、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展により、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

本市は、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができるよう、古賀市次世代育成支援後期行動計画に基づき、子育て支援に取り組んできました。

本計画は、第1期事業計画の方針を引き継ぎながら、今後5年間における施策の方向性を明確に示し、本市の資源を最大限活用して、子ども・子育て支援施策を総合的、効果的に推進していくための指針となるものです。

2 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。
- 第1期事業計画同様、次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画と一体的に策定しています。
- 古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。
- 第4次古賀市総合振興計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

平成 22年度	～	平成 26年度	平成 27年度	～	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
古賀市次世代育成支援 後期行動計画			第1期古賀市子ども・ 子育て支援事業計画			第2期古賀市子ども・ 子育て支援事業計画				

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕

子どもが活き活き生き生きするまち

く生きる力を育む子育ての「わ」く

基本目標 1

子どもの健やかな育ちのための支援

(1) 子どもの健やかな心の支援

(2) 子どもの健やかな身体の支援

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

基本目標 2

いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

(2) 子育て力向上のための支援

(3) 子育て情報提供の充実

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

基本目標 3

子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

(3) 安心して外出できる環境の整備

基本目標 4

教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

(2) 保育サービスの充実

(3) 教育・保育の向上

基本目標 5

子育てを支える地域づくり

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

5 施策の具体的な取組

基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援

(1) 子どもの健やかな心の支援

子どもが自分自身のことを大切にすることができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続します。また、子どもが自己肯定感を高められるよう、成功体験ができる取組を促進します。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応したメディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を充実させます。

(2) 子どもの健やかな身体の支援

健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的な生活習慣を身に付けられるよう支援します。また、個に応じた発達の支援を継続します。

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるよう支援します。

基本目標2. いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター(KuRuKuRu)」を中心に、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(2) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図ります。

(3) 子育て情報提供の充実

必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、さまざまな媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

子育ての孤立感や負担感を抱き、一人で悩んでいる保護者が一定数いることから、引き続き相談体制を充実させるとともに、適切な保護及び支援を実施します。

また、社会的に大きな問題になっている児童虐待に対し、児童虐待防止啓発事業を充実させ、子どもの言葉にならない想いを察し、『子どもの声を聴く』ことで、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。

基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

『古賀市子どもの未来応援プラン』と整合性を図りながら、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めます。

(3) 安心して外出できる環境の整備

子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標4. 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

保護者の就労希望の増加に伴う幼児教育ニーズ及び保育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるように「子どもの最善の利益」を優先した適切な提供体制の確保に努めます。

(2) 保育サービスの充実

家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実に努めます。

(3) 教育・保育の向上

子どもと保護者が安心して生活を送ることができるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために施設や組織体制等の充実に努めます。

基本目標5. 子育てを支える地域づくり [新規]

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

家庭をはじめ、地域全体で子育てができるよう、地域団体等の活動を推進するとともに、その団体等がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進していきます。

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

子どもの自主性や社会性を養い、子どもが「生きる力」を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援していきます。

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付 (教育・保育施設)

- ・保育所
- ・幼稚園
- ・認定こども園

地域型保育給付 (地域型保育事業)

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育



地域子ども・子育て支援事業

- ・利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・妊婦に対する健康診査
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子育て短期支援事業
(ショートステイ事業)
- ・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・一時預かり事業
- ・延長保育事業
- ・病児保育事業(病後児を含む)
- ・放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ(学童保育))
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに運営費用が支払われていたものを、施設型給付に一本化

※私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合わせた全額に相当する額を市が運営費として支払う仕組み

※私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り

- 県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充

- 給付の実施主体である市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対してその申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定に基づき、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のものをいう。
2号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定に基づき、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいう。
3号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定に基づき、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいう。

ニーズ調査の結果を基に、5年間の「量の見込み」（各事業の現在の利用状況+利用希望）及び「確保方策」（各事業の確保の内容+実施時期）を以下のとおり決めました。

●子ども・子育て支援給付

※4月1日現在

※（ ）内は定員数		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
令和2年度	量の見込み(人)	692	232	752	493	94
	確保方策(人)	924(1,490)		752(706)	493(474)	94(178)
令和3年度	量の見込み(人)	689	231	748	508	94
	確保方策(人)	920(1,490)		748(706)	508(474)	94(178)
令和4年度	量の見込み(人)	668	224	726	523	93
	確保方策(人)	892(1,490)		726(706)	523(474)	93(178)
令和5年度	量の見込み(人)	662	222	719	520	92
	確保方策(人)	884(1,490)		719(706)	520(474)	92(178)
令和6年度	量の見込み(人)	666	223	724	516	91
	確保方策(人)	889(1,490)		724(706)	516(474)	91(178)

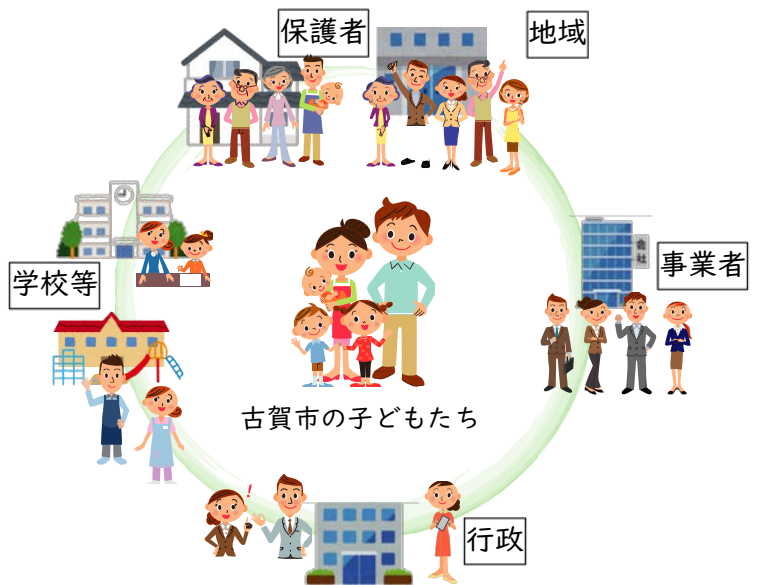
●地域子ども・子育て支援事業

事業	区分	推計				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業 (箇所)	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
時間外保育事業 (人/年)	量の見込み	224	224	220	219	219
	確保方策	224	224	220	219	219
放課後児童健全 育成事業(学童 保育)(人/年)	量の見込み	790	778	780	776	767
	確保方策	790	778	780	776	767
子育て短期支援 事業(人日/年)	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
乳児家庭全戸 訪問事業(人/年)	量の見込み	473	473	469	465	461
	確保方策	実施体制：市が直接実施(保健師、助産師、保育士等)				
養育支援訪問 事業(人/年)	量の見込み	48	48	47	47	47
	確保方策	実施体制：市が直接実施(保健師、助産師、保育士等)				
地域子育て支援拠 点事業(人日/年)	量の見込み	10,978	11,045	11,082	11,023	10,934
	確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
一時預かり事業 (人回/年)	量の見込み	53,305	53,099	51,541	51,042	51,398
	確保方策	53,305	53,099	51,541	51,042	51,398
病児保育事業(病 児・病後児保育 事業)(人日/年)	量の見込み	450	450	443	440	440
	確保方策	450	450	443	440	440
ファミリー・サポ ート・センター 事業(人日/年)	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
妊婦健康診査 事業(人回/年)	量の見込み	5,629	5,629	5,581	5,534	5,486
	確保方策	実施場所：医療機関等 実施体制：委託及び補助 検査項目：基本健診、血液検査、エコー検査、保健指導 実施時期：妊娠期				

1. 計画の推進

計画を推進していくためには、子どもを中心に、行政だけでなく、市民等、学校等、地域団体、事業者、保護者、そして子ども自身も、それぞれの立場で、役割を果たしていくことが大切です。

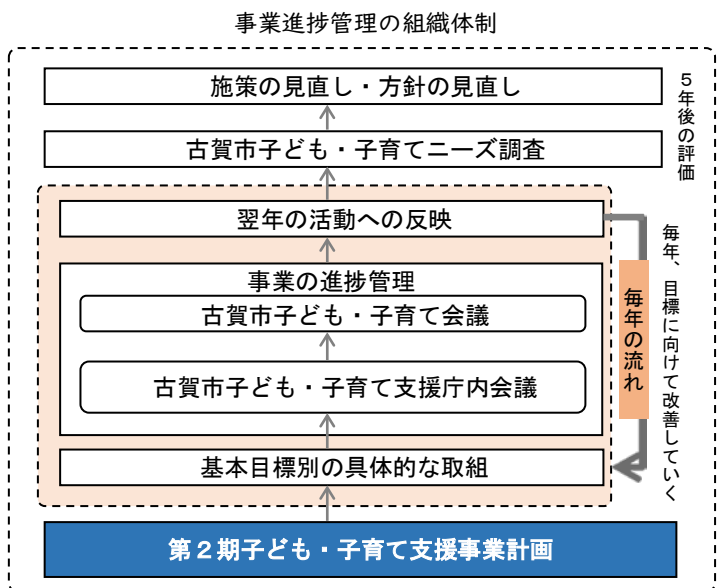
みんながさまざまな事業や活動に協力し合い、参加し、連携を図る中で、活動が広がりつながりながら、協働で子育てをしていけるような体制づくりに努めていきます。



2. 実施状況の進捗管理

本計画の適切な進捗管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

- (1) 毎年、担当課による評価（行政評価）を基に、事業の進捗状況を確認します。事業の目的や目標を再確認しながら、新たな連携の可能性を探るなど、事業の効果的な推進方法について、定性・定量の両視点からPDCAサイクルをまわし、改善に向けた「対話」を重視する場とします。
- (2) 「古賀市子ども・子育て会議」では、毎年、庁内会議で協議した内容を基に、事業実績・評価・改善等について審議することとします。



- (3) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離(かいり)し、変更が必要と考えられる場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施します。
- (4) 計画の見直しを行い、計画を変更する必要がある場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴くこととします。
- (5) 本計画は、子ども・子育て支援の総合的計画であり、市全体で子育て支援施策を推進するため、市のホームページ等広報媒体を活用し、本計画の実施状況に係る情報の周知を図ります。

第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行年月 令和2年3月
 発行 古賀市（保健福祉部 子育て支援課）
 〒811-3116 福岡県古賀市庄205番地
 TEL：092-942-1515 / FAX：092-942-1154